

目指す

福岡県子どもの貧困対策推進計

すべての子どもたちが

夢と希望を持って

成長していける社会の実現を



福岡県子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって



子どもは地域の宝であり、国の将来を支え、担っていく存在です。

次代を担うすべての子どもたちが、夢と希望を持って成長していくことは、県 民すべての願いであり、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を整える ことは、行政はもとより社会全体で取り組むべき重要な課題であります。

このたび、福岡県では、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指して、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

計画は、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4項目を柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うものとしております。

この計画に基づき、全庁挙げて、あらゆる施策を総動員し、市町村をはじめと する関係機関や団体等と密接に連携を図りながら、地域を挙げて、貧困の連鎖を 断ち切るために取り組んでまいります。

むすびに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました 福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をい ただきました多くの方に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

福岡県知事 小川洋

目 次

| 第5 | | 基: | 本E |]標 | ح | 重 | 点 | 方 | 針 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 1 |
|---------|-----------------------|----------------|-------------------------|-------------------|-------|------|---|---|---------|--------------|---------|---------------|--------|------------------|---|-------|---------|---|---|---|---|---|----------------|-----|-----------|---|---|----------------------------|-----------------------|
| | 1 | ; | 基本 | Z | 標 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 1 |
| | 2 | • | 重片 | 京方 | f針 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 1 |
| 第6 | | 数 [·] | 値目 | 目標 | 5 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 2 |
| 第7 | 1 (((| 1 2 3 | 策施具)))) | 体的育活護 | 系な支支者 | 施援援に | 対 | • | ・・・・・る・ | · · · · · 就· | ・・・・・労・ | · · · · · 支 · | ••••援• | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 2 2 2 3 3 | 4 5 5 9 5 |
| 0 | 子 1 2 3 4 | | もの教育 生活経済 | 5 5 麦 養者 | 援援に | 対 | • | • | • | • | • | • | • | 策 • • • | • | 事•••• | 業 • • • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 4 4 4 | 9 1 3 |
| 【資 〇 | Ŧ | تع ٢ | 】 さも <i>の</i> !県子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 ₄ | 4 5 | 를) • • | | | 4 | |

計画の構成及びその要点

第1 はじめに

 $P1\sim2$

計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖するこ となく、**すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現**に向け、全庁挙げて、取り 組む決意を示すため、福岡県子どもの貧困対策推進計画を策定します。

- 2 計画の位置付け 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく計画とします。
- 3 計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間とします。
- 4 計画の推進体制

福祉、教育、労働、住宅など関係部局が連携し、各種の支援施策を一体的に展開するとともに、進行 管理を行い、確実な進捗を図ります。

また、子どもの貧困に関する指標について、毎年検証を行い、必要に応じ、指標や目標の設定を行い ます。

第2 子どもの貧困の現状

 $P3 \sim 9$

子どもの貧困率の状況

日本の子どもの相対的貧困率は、平成24年時点で16.3%となっています。

生活保護世帯の状況

福岡県における生活保護を受給する17歳以下の子どもの数は、17,893人(平成26年度)となっています。

3 社会的養護を必要とする児童の状況

福岡県における児童養護施設や里親などの社会的養護を必要とする児童の数は、毎年およそ 1,800 人前後 となっています。

4 ひとり親家庭の状況

福岡県における母子家庭の世帯数は 74,728 世帯、父子家庭の世帯数は 9,975 世帯となっています。

(平成23年度)

5 要保護及び準要保護児童生徒の状況

市町村が実施する就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒数は、91,521人であり、公立小中 学校の全児童生徒数に占める割合は、22.6%となっています。(平成25年度)

*福岡県の場合、生活保護や就学援助の状況を勘案すると、子どもの貧困率は、全国数値を上回ってい るのではないかと考えられます。

第3 子どもの貧困に関する指標

P10

- ○生活保護世帯に属する子どもの進学率・中退率・就職率
- 〇児童養護施設の子どもの進学率・就職率
- ○ひとり親家庭の親の就業率
- ○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
- 〇就学援助に関する周知状況 等

第4 子どもの貧困の原因とその対策 P11~20

子どもの貧困問題

子どもの貧困問題は、現在の貧困(子どもが経済的に困窮している世帯に属していること)と、将来 の貧困(貧困が世代を超えて連鎖すること)の2つの側面から捉えることができると考えます。

2 貧困の原因

- (1) 現在の貧困の根底には、家庭(親)の収入が少ないことがあります。
- (2) 将来の貧困は、子どもの成長過程において、基本的生活習慣や学力などが十分に身に付かなかった ことが、社会性の不足や低学歴を招き、その結果、不安定就労等につながり、低収入をもたらすこと です。

そして、この子どもが親となった時に、また、その子どもが貧困状態に陥ることを、貧困の世代間 連鎖と言います。

3 貧困の原因を踏まえた対策

子どもが貧困状態に陥る原因と考えられるものは、様々なものがありますが、それらの一つ一つを 軽減、除去し、貧困の連鎖を断ち切るため、機動的、継続的、横断的な取組みを進めます。

また、本県経済の底上げも重要であるため、すべての関連行政分野において、有効と考えられる施を行っていきます。

このように、全庁挙げて対策に取り組むとともに、市町村をはじめとする関係機関や団体等と密接に連携を図りながら、地域を挙げて、貧困の連鎖を断ち切るために取り組んでまいります。

第5 基本目標と重点方針

P21

1 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。

2 重点方針

基本目標を達成するために、以下の3点を重点方針とします。

- (1) 貧困の状況にある子ども、貧困の状況に陥るおそれのある子どもに対する**乳幼児期からの早期かつ一 貫性のある支援**
- (2)生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子ども、ひとり親家庭の子どもなど、**支援を要する緊急度の高い子どもに対する着実な支援**
- (3)行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPO など、地域の関係者が一体となって行う支援

第6 数值目標

P22

平成32年度に向けて、数値目標を設定し、特に重点的に取り組んでいきます。

(1) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

87.1%(平成25年度) → **全国数値を上回る。(平成32年度)**

(2) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率

6.6%(平成25年度) → **全国数値を下回る。(平成32年度)**

(3) 生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)

42.5%(平成25年度) → *全国数値を上回る。(平成32年度)*

(4) 児童養護施設の子どもの大学等進学率

14.7%(平成25年度) → *全国数値を上回る。(平成32年度)*

第7 施策体系

P23~38

計画の基本目標及び数値目標を達成するために、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労支援」 及び「経済的支援」を柱として、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進していきます。併せて、 重点方針で掲げた3つの方針に基づき、県独自の新たな施策を検討し、取り組んでいきます。

なお、貧困問題を解消する上では、これらの施策に取り組んでいくことに加え、本県経済そのものを底上 げしていく施策として、地域経済を支える中小企業の総合的支援、将来の成長産業の育成、農林水産業の振 興、観光の振興などについて取り組んでいきます。

第1 はじめに

1 計画策定の趣旨

厚生労働省が行った「平成 25 年国民生活基礎調査」により、平成 24 年時点における日本の子どもの相対的貧困率は 16.3%に上ることが明らかになりました。これは、日本の子どものおよそ6人に1人が貧困状態に置かれていることを示しています。

こうした中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号。以下「法」という。)が制定され、平成 26 年 1 月に施行されました。

また、法第8条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、 子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を とりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が同 年8月に閣議決定されました。

福岡県では、これまで修学資金の貸付け等による経済的支援のほか、貧困の連鎖を招かぬよう、幼児期の子どもに対する基本的生活習慣の習得事業やひとり親家庭の小中学生に対する学習支援事業、生活困窮世帯の小中学生を対象とした学習習慣の習得を図る支援事業などに取り組んできたところです。

しかしながら、本県には、9万世帯を超える生活保護世帯があり、また、8万世帯を超えるひとり親家庭があります。ひとり親家庭の収入の状況や生活保護世帯の子どもの高等学校等への進学の状況などを踏まえると、こうした取組みについて、更なる強化が求められていると考えられます。

また、子どもの貧困については、社会問題としてとらえるだけでなく、経済 的視点からも看過できない問題点を含んでいます。

「日本財団」が平成27年12月に公表した研究成果によれば、子どもの貧困を放置することで、国民所得の低下による消費の減退が、国内市場の縮小に拍車をかけることとなる。その結果、現在15歳の子ども1学年だけを見ても、我が国の経済的損失は2.9兆円に上り、政府の経済負担は1.1兆円増加するという推計結果が公表されたところです。

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長

していける社会の実現に向け、福岡県として真正面から立ち向かい、福祉・教育部局はもとより、労働、住宅など関係部局が横断的に協働して、全庁挙げて、 取り組む決意を示すため、ここに「福岡県子どもの貧困対策推進計画」(以下 「計画」という。)を策定いたしました。

2 計画の位置付け

本計画は、法第9条の規定に基づく計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。 なお、法・大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び 成果を見極めた上で、必要に応じ計画を見直すことにより、平成 33 年度以降 も継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

4 計画の推進体制

本計画の実施に当たっては、福祉、教育、労働、住宅など関係部局が連携し、 各種の支援施策を一体的に、また子どもの成長段階に合わせて切れ目なく展開 するとともに、その進行管理を行うことによって、確実な進捗を図ります。

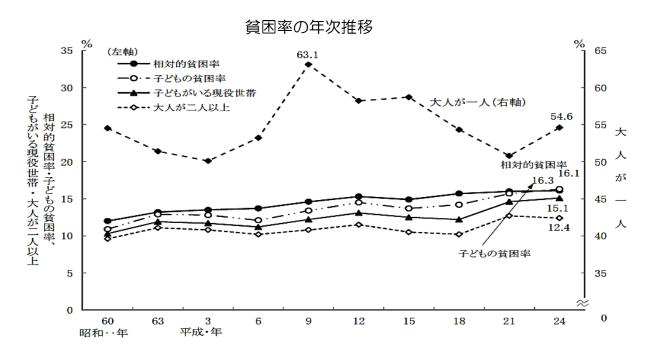
また、子どもの貧困に関する指標について、毎年検証を行い、必要に応じ、指標や目標の設定を行います。

第2 子どもの貧困の現状

1 子どもの貧困率の状況

国民生活基礎調査によると、相対的貧困率は、平成 18 年では 15.7%であったものが平成 24 年には 16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす 17 歳以下の子どもの貧困率も、14.2%から 16.3%へと悪化しています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は 54.6% と、大人が二人以上いる世帯の貧困率 12.4%に比べて非常に高い水準となっています。



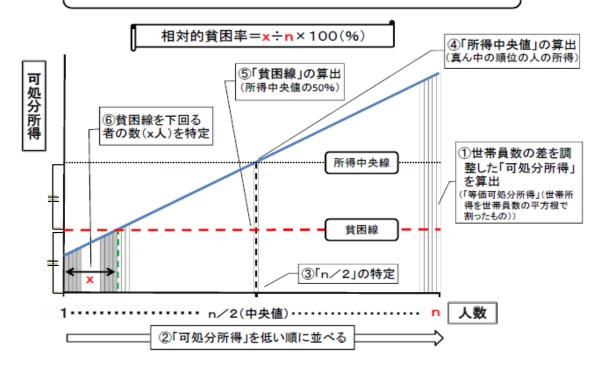
| | | 平成12年 | 平成15年 | 平成18年 | 平成21年 | 平成24年 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相対的貧困率 | | 15.3% | 14.9% | 15.7% | 16.0% | 16.1% |
| 子ど | もの貧困率 | 14.5% | 13.7% | 14.2% | 15.7% | 16.3% |
| 子ど | もがいる現役世帯 | 13.1% | 12.5% | 12.2% | 14.6% | 15.1% |
| | 大人が一人 | 58.2% | 58.7% | 54.3% | 50.8% | 54.6% |
| | 大人が二人以上 | 11.5% | 10.5% | 10.2% | 12.7% | 12.4% |
| 貧困: | 線 | 137万円 | 130万円 | 127万円 | 125万円 | 122万円 |

(平成25年 国民生活基礎調査)

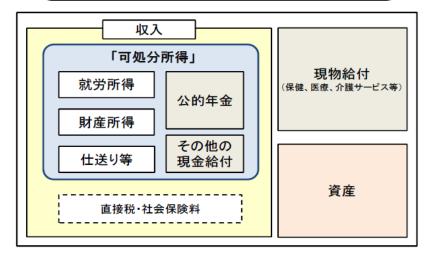
- ※ 相対的貧困率 : 貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。
- ※ 貧困線: 等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。
- ※ 等価可処分所得: 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。
- ※ 可処分所得: 収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入をいう。
- ※ 子どもの貧困率: 子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率: 現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない 世帯の世帯員の割合をいう。
- ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

◎相対的貧困率の算出方法

「相対的貧困率」・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる 「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



(相対的貧困について)

相対的貧困者とは、上図からわかるように、その人が属する社会(国等)における平均的な生活水準よりも、著しく低い所得水準にある者のことを言います。

したがって、相対的貧困者とされる人の所得水準は国によって異なりますし、当該社会(国等)における貧困線所得額も、その社会自体の経済の盛衰に伴い変動することとなります。

なお、相対的貧困率でいう所得は「可処分所得」のみで算出されており、現物給付や資産の保有状況は反映されていません。

2 生活保護世帯の状況

(1) 生活保護の状況

県内の生活保護受給世帯数は、平成 26 年度平均で 95,548 世帯、受給者数は 132,028 人、保護率は 2.6%となっており、平成 22 年度平均と比較すると、世帯数、受給者数及び保護率のいずれも増加しています。

牛活保護の状況

| | 平 | 或22年度平均 | | 平月 | 或23年度平均 | | 平 | 成24年度平均 | | 平月 | 或25年度平均 | | 平成26年度平均 | | | |
|------|------------|------------|-----|------------|------------|-----|------------|------------|-----|------------|------------|-----|------------|------------|-----|--|
| | 被保護 世帯数 | 被保護 人 員 | 保護率 | |
| | (世帯) | (人) | (%) | |
| 市部 | 23,517 | 34,375 | 2.1 | 24,481 | 35,610 | 2.1 | 25,019 | 36,087 | 2.2 | 25,078 | 35,726 | 2.2 | 25,075 | 35,203 | 2.1 | |
| 郡部 | 14,336 | 22,848 | 3.5 | 14,653 | 23,181 | 3.5 | 14,853 | 23,252 | 3.5 | 14,795 | 22,865 | 3.5 | 14,634 | 22,392 | 3.4 | |
| 北九州市 | 16,418 | 21,845 | 2.2 | 17,603 | 23,435 | 2.4 | 18,246 | 24,223 | 2,5 | 18,423 | 24,229 | 2.5 | 18,528 | 24,124 | 2.5 | |
| 福岡市 | 27,403 | 37,873 | 2.6 | 29,549 | 40,510 | 2,8 | 31,154 | 42,722 | 2,9 | 32,014 | 43,571 | 3.0 | 32,574 | 43,899 | 2.9 | |
| 久留米市 | 3,773 | 5,181 | 1.7 | 4,100 | 5,616 | 1.9 | 4,385 | 5,983 | 2,0 | 4,562 | 6,205 | 2.1 | 4,738 | 6,410 | 2.1 | |
| 県全体 | 85,448 | 122,124 | 2.4 | 90,386 | 128,352 | 2.5 | 93,658 | 132,266 | 2.6 | 94,872 | 132,597 | 2.6 | 95,548 | 132,028 | 2.6 | |

(県福祉労働部保護・援護課調べ及び被保護者調査(平成22~23年度平均は福祉行政報告例))

【参考】地域別生活保護の状況(平成26年度平均)

| | 被保護世帯数(世帯) | 被保護人員(人) | 保護率(%) |
|-----|------------|----------|--------|
| 福岡 | 42,067 | 57,851 | 2.3 |
| 北九州 | 24,622 | 32,887 | 2.6 |
| 筑後 | 10,709 | 14,621 | 1.8 |
| 筑豊 | 18,150 | 26,669 | 6.3 |
| 計 | 95,548 | 132,028 | 2.6 |

(2)年齢別生活保護受給者数の推移

平成 26年度の生活保護を受給する 17歳以下の子どもの数は、17,893人です。

生活保護受給者に占める割合は、この5年間、約14%前後で推移しています。 また、生活保護を受給する17歳以下の子どもの保護率は、平成26年度で2.2%となっています。

[※] 市部、郡部及び県全体は、年間延べ数を12月で除したものである。

年齢別生活保護受給者数の推移

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) |
| O~5歳 | 3,908 | 4,351 | 4,581 | 4,486 | 4,159 |
| 6~11歳 | 5,715 | 5,999 | 6,197 | 6,133 | 5,972 |
| 12~14歳 | 3,728 | 3,888 | 3,879 | 3,800 | 3,677 |
| 15~17歳 | 4,065 | 4,223 | 4,338 | 4,222 | 4,085 |
| 小計 | 17,416 | 18,461 | 18,995 | 18,641 | 17,893 |
| 構成比(%) | 14.7 | 14.6 | 14.6 | 14.2 | 13.7 |
| 18・19歳 | 1,087 | 1,258 | 1,275 | 1,310 | 1,218 |
| 20~29歳 | 3,633 | 4,084 | 4,125 | 4,133 | 3,914 |
| 30~39歳 | 7,412 | 8,200 | 8,405 | 8,256 | 7,758 |
| 40~49歳 | 10,418 | 11,637 | 11,996 | 12,293 | 12,490 |
| 50~59歳 | 18,180 | 18,442 | 18,185 | 17,527 | 16,552 |
| 60歳~ | 60,018 | 64,540 | 67,253 | 69,268 | 70,709 |
| 小計 | 100,748 | 108,161 | 111,239 | 112,787 | 112,641 |
| 合計 | 118,164 | 126,622 | 130,234 | 131,428 | 130,534 |

| 17歳以下の 保護率(%) 2.1 | 2.2 | 2.3 | 2.3 | 2.2 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|

(県福祉労働部保護・援護課調べ及び被保護者調査(平成22~23年度は被保護者全国一斉調査))

3 社会的養護を必要とする児童の状況

「社会的養護」とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。県における社会的養護を必要とする児童の数は、1,800人前後で推移しています。

社会的養護を必要とする児童数の推移

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童養護施設(人) | 1,332 | 1,297 | 1,238 | 1,253 | 1,273 |
| 児童自立支援施設(人) | 45 | 39 | 30 | 44 | 31 |
| 里親(人) | 206 | 213 | 234 | 237 | 235 |
| 情緒障害児短期治療施設(人) | 32 | 32 | 31 | 25 | 27 |
| 乳児院(人) | 144 | 154 | 147 | 145 | 133 |
| ファミリーホーム(人) | 40 | 66 | 74 | 103 | 106 |
| 自立援助ホーム(人) | 11 | 18 | 15 | 13 | 8 |
| 合計 | 1,810 | 1,819 | 1,769 | 1,820 | 1,813 |
| 母子生活支援施設(世帯) | 270 | 265 | 232 | 216 | 233 |

(県福祉労働部児童家庭課調べ)

[※] 受給者数は、各年7月31日現在の人数である。

[※] 構成比は、生活保護受給者に占める17歳以下の比率である。

^{※ 17} 歳以下の保護率は、17 歳以下の生活保護受給者を各年10月1日現在の人口で除したものである。

[※] 入所等児童数は、各年10月1日現在の人数である。

4 ひとり親家庭の状況

(1)ひとり親家庭等の世帯数の推移

平成23年度に実施した福岡県母子世帯等実態調査によると、県内の母子家庭の世帯数は74,728世帯、父子家庭の世帯数は9,975世帯となっており、 平成18年度と比較すると、父子家庭の世帯数は減少していますが、母子家庭は約5,500世帯増加しています。

| ひとり親家庭等の世帯数の | 4家庭等の世帯数の2 | 住移 |
|--------------|------------|----|
|--------------|------------|----|

| | 総世 | 帯数 | | 家庭 | | | 父子 | 家庭 | | 養育者家庭 | | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | | | 平成18年度 | | 平成23年度 | | 平成18年度 | | 平成23年度 | | 平成18年度 | | 平成23年度 | |
| | 平成18年度 | 平成23年度 | 推計 世帯数 | 出現率 (%) |
| 市部 | 696,088 | 630,498 | 26,105 | 3.74 | 25,196 | 4,00 | 4,351 | 0,62 | 3,179 | 0,50 | 577 | 80,0 | 381 | 0,06 |
| 郡部 | 266,825 | 244,300 | 9,160 | 3.42 | 10,017 | 4.11 | 1,497 | 0.56 | 1,223 | 0,55 | 194 | 0,08 | 150 | 0,06 |
| 北九州市 | 418,425 | 423,706 | 15,120 | 3,61 | 15,733 | 3.71 | 2,466 | 0.58 | 2,229 | 0,53 | 1 | 1 | ı | - |
| 福岡市 | 662,671 | 721,408 | 18,760 | 2,63 | 19,970 | 2.77 | 2,572 | 0,39 | 2,777 | 0,39 | 1 | - | 1 | - |
| 久留米市 | _ | 122,714 | - | - | 3,812 | 3.11 | - | - | 567 | 0.46 | - | - | - | - |
| 県全体 | 2,044,009 | 2,142,626 | 69,145 | 3,38 | 74,728 | 3,49 | 10,886 | 0,53 | 9,975 | 0.47 | - | - | - | - |

(平成18年度・平成23年度 福岡県母子世帯等実態調査)

- ※ 総世帯数は、平成18年11月1日現在、平成23年11月1日現在の推計世帯数による。(県企画・地域振興部調査統計課)
- ※ 養育者家庭とは、父母のいない子どもとその養育者で構成されている家庭または父母のいない子どものみの家庭をいう。
- ※ 出現率は、各市町村から提出された母子家庭、父子家庭、養育者家庭の推計世帯数を調査回収結果から推計したものである。

(2)世帯の年間収入(税込み)

世帯の年間平均収入は、母子家庭が 236 万円、父子家庭が 367 万円、養育者家庭が 251 万円となっており、いずれの世帯とも「200 万円~300 万円未満」の収入が2割以上で最も高い割合を占めています。

また、母子家庭においては、300万円未満の割合が全体の7割を超えています。

世帯の年間収入(税込み)

(%) 150万円 100万円 200万円 300万円 400万円 500万円 700万円 1,000万円 無回答 100万円 平均額 収入はない 1,000万円 以上 200万円 300万円 400万円 150万円 500万円 700万円 (万円) 12.3 18.9 16.8 25.7 10,3 5.9 3.6 1.6 0.3 3.2 236 母子家庭 1.4 2.2 10.8 14.2 5.0 1.2 父子家庭 6.2 3.9 9.9 19.6 5.9 367 17.4 養育者家庭 16.8 21.9 1.9

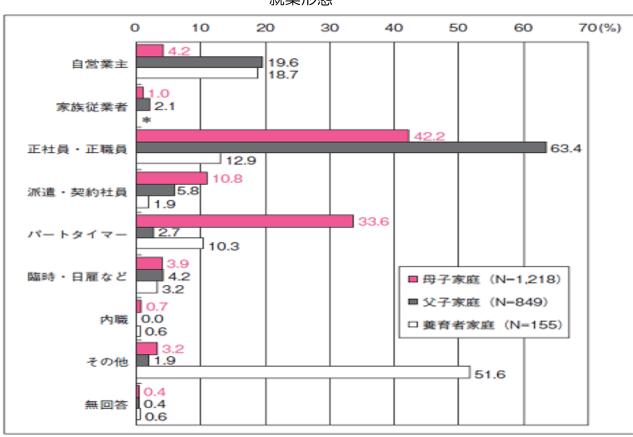
(平成23年度 福岡県母子世帯等実態調査)

[※] 年間収入(税込み)の平均額は、「100万円未満」は50万円、「100万円~150万円未満」は125万円など、それぞれの中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と「無回答」を除いた標本数で算出したものである。

(3) 就業形態

就業形態については、母子家庭、父子家庭ともに「正社員・正職員」が最も多いが、父子家庭では「正社員・正職員」が6割を超えているのに対して、母子家庭は4割程度にとどまっており、母子家庭は父子家庭よりも非正規雇用による就業の割合がかなり高くなっています。母子家庭では3割以上が「パートタイマー」による就業となっています。

◎非正規雇用とは、期間を定めた短期契約で職員を雇う雇用形態で、パート・アルバイトや派遣 契約社員等をいう。



就業形態

(平成23年度 福岡県母子世帯等実態調査)

5 要保護及び準要保護児童生徒の状況

市町村が実施する就学援助の対象は、生活保護の対象となる要保護児童生徒と、要保護児童生徒に準ずるものとして市町村が認定する準要保護児童生徒となります。

福岡県における要保護及び準要保護児童生徒の数は、平成25年度において91,521人であり、公立小中学校の全児童生徒数に占める割合は22.6%となっています。また、平成21年度調査と比較してみると、約5,800人増加しています。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

| | 5月1日現在の |)公立小中学校 (a) | の児童生徒数 | 要保護児童生徒数 (b) | | | 準 | 要保護児童生徒 (c) | 数 | 要保護。 | · 準要保護児童 (b) + (c) | 生徒数 | 要保護・準要保護児童生徒数/公立小中学校の児童生徒数 (lb)+(c)/(a)) | | | |
|--------|-----------|----------------|-----------|-----------------|--------|---------|---------|----------------|-----------|---------|-----------------------|-----------|--|------|------------|--|
| | | | (人) | | | () | (| | | | | (人) | (%) | | | |
| | 小学校 | 中学校 | 랆 | 小学校 | 中学校 | Ħ | 小学校 | 中学校 | Ħ | 小学校 | 中学校 | 計 | 小学校 | 中学校 | 小中学校 全体 | |
| 平成21年度 | 279,651 | 136,191 | 415,842 | 4,835 | 3,261 | 8,096 | 50,837 | 26,744 | 77,581 | 55,672 | 30,005 | 85,677 | 19.9 | 22,0 | 20.6 | |
| 平成22年度 | 277,096 | 135,269 | 412,365 | 5,567 | 3,651 | 9,218 | 52,172 | 28,133 | 80,305 | 57,739 | 31,784 | 89,523 | 20,8 | 23.5 | 21.7 | |
| 平成23年度 | 274,264 | 135,689 | 409,953 | 5,880 | 3,772 | 9,652 | 52,536 | 29,501 | 82,037 | 58,416 | 33,273 | 91,689 | 21,3 | 24.5 | 22.4 | |
| 平成24年度 | 271,727 | 134,768 | 406,495 | 6,036 | 3,842 | 9,878 | 53,222 | 29,926 | 83,148 | 59,258 | 33,768 | 93,026 | 21,8 | 25.1 | 22,9 | |
| 平成25年度 | 270,551 | 134,012 | 404,563 | 5,954 | 3,670 | 9,624 | 52,306 | 29,591 | 81,897 | 58,260 | 33,261 | 91,521 | 21.5 | 24,8 | 22,6 | |
| (全国) | 6,556,525 | 3,265,918 | 9,822,443 | 89,832 | 58,665 | 148,497 | 854,211 | 511,807 | 1,366,018 | 944,043 | 570,472 | 1,514,515 | 14.4 | 17.5 | 15.4 | |

(文部科学省「就学援助実施状況等調査」)

【参考】地域別要保護及び準要保護児童生徒数(平成25年度)

| | 福岡 | 北九州 | 筑後 | 筑豊 | 計 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童生徒数(人) | 47,328 | 21,928 | 11,965 | 10,300 | 91,521 |
| 地域別全ての児童生徒 数に占める割合(%) | 23.0 | 22.0 | 18.1 | 31.6 | 22.6 |

福岡県の場合、生活保護や就学援助の状況を勘案すると、子どもの貧困率は、全国数値を上回っているのではないかと考えられます。

第3 子どもの貧困に関する指標

| 指標 | 福岡県数値 | 全国数値 | 基準日・出典等 | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------|--------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| ○生活保護世帯に属する子ども | | | | | | | | | |
| 高等学校等進学率 | 87.1% | 90.8% | | | | | | | |
| 高等学校等中退率 | 6.6% | 5.3% | | | | | | | |
| 大学等進学率 | 34.0% | 32.9% | 平成25年4月1日現在 【全国・県】厚生労働省社会・援護局保護課調べ | | | | | | |
| 就職率(中学校卒業後) | 2.4% | 2.5% | | | | | | | |
| 就職率(高等学校等卒業後) | 42.5% | 46.1% | | | | | | | |
| ○児童養護施設の子ども | | | | | | | | | |
| 進学率(中学校卒業後) | 98.3% | 96.6% | | | | | | | |
| 就職率(中学校卒業後) | 0% | 2.1% | 平成25年5月1日現在 | | | | | | |
| 進学率(高等学校等卒業後) | 14.7% | 22.6% | 【全国】厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 【県】福祉労働部児童家庭課調べ | | | | | | |
| 就職率(高等学校等卒業後) | 76.5% | 69.8% | | | | | | | |
| ○ひとり親家庭の状況 | · | | | | | | | | |
| 親の就業率(母子家庭) | 82.4% | 80.6% | 平成23年11月1日現在 【全国】平成23年度全国母子世帯等調査 【県】平成23年度 | | | | | | |
| 親の就業率(父子家庭) | 89.6% | 91.3% | 福岡県母子世帯等実態調査、北九州市母子世帯等実態調査 福岡市ひとり親家庭実態調査、久留米市母子世帯等実態調査 | | | | | | |
| ○スクールソーシャルワーカーの配置人数及び | バスクールカウン | セラーの配置率 | | | | | | | |
| スクールソーシャルワーカーの配置人数 | 76人 | 1,008人 | 平成25年度 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ | | | | | | |
| スクールカウンセラーの配置率(小学校) | 36.3% | 37.6% | 平成24年度 - 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ | | | | | | |
| スクールカウンセラーの配置率(中学校) | 100% | 82.4% | 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ | | | | | | |
| ○就学援助制度に関する周知状況 | | | | | | | | | |
| 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 54.1% | 61.9% | 平成25年度 平成25年度 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ | | | | | | |
| 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 57.4% | 61.0% | 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ | | | | | | |
| (福岡県数値が確認できない指標) | | | | | | | | | |
| ○ひとり親家庭の状況 | | | | | | | | | |
| 子どもの就園率(保育所・幼稚園) | | 72.3% | 平成23年度全国母子世帯等調査 | | | | | | |
| 子どもの進学率(中学校卒業後) | | 93.9% | | | | | | | |
| 子どもの就職率 (中学校卒業後) | | 0.8% | | | | | | | |
| 子どもの進学率(高等学校卒業後) | | 41.6% | 平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計) | | | | | | |
| 子どもの就職率(高等学校卒業後) | | 33.0% | | | | | | | |
| ○日本学生支援機構の奨学金 | | | | | | | | | |
| 奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の者の割合 (無利子) | | 予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% | 平成25年度実績 | | | | | | |
| 奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の 者の割合(有利子) | D貸与を認められた | 予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% | 独立行政法人日本学生支援機構調べ | | | | | | |
| () 貧困率 | | | | | | | | | |
| 子どもの貧困率 | | 16.3% | | | | | | | |
| 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧 | 困率 | 54.6% | 平成25年国民生活基礎調査 | | | | | | |

第4 子どもの貧困の原因とその対策

1 子どもの貧困問題

子どもの貧困問題は、次の2つの側面から捉えることができると考えます。

- (1) 現在の貧困(子どもが経済的に困窮している世帯に属していること)
- (2) 将来の貧困(貧困が世代を超えて連鎖すること) P14図参照

2 貧困の原因

(1) 現在の貧困

子どもの貧困の根底には、家庭(親)の収入が少ないことがあります。 そして、その要因として親の雇用状況が大きく影響しています。

例えば、平成 26 年度の福岡県の賃金事情の統計表からは、雇用形態、企業の規模、性別によって、平均賃金に大きな違いが生じていることがわかります。

資料) **①**

労働政策研究・研修機構(JILPT)では、男女別、学歴別個人年収及び時間 換算収入の雇用形態による差も調査しており、この結果によると、非正規雇用 と正規雇用の収入格差は、年齢上昇に伴って拡大することがわかります。

資料) 2

疾病や障害、離婚、失職なども、世帯の収入減少に直接影響を及ぼすと考えられます。

ひとり親家庭の場合、家事・育児と仕事の両立等の理由で、パートタイムや派遣等の非正規雇用が多く、このことが世帯収入に大きな影響を及ぼしていると考えられます。

平成24年3月に公表した福岡県母子世帯等実態調査報告書によれば、母子家庭の55.7%、父子家庭の41.7%において、日常の生活費が不足していると答えています。 資料) 3

平成26年国民生活基礎調査の世帯構造別可処分所得金額をみても、全体に占める200万円未満の割合が、子どもがいる夫婦世帯は5%であるのに対し、ひとり親世帯は26%となっているなど、子どもがいる夫婦世帯よりひとり親世帯の方が、全体的に所得が低いことがわかります。 資料) 4

(2) 将来の貧困

非正規雇用などが理由で収入が少なく、仕事を掛け持ちしている、病気であ

る、などの課題を抱えている親の場合、子どもの養育に十分な時間をかけることが難しかったり、子どもの学習を支援することが厳しい状況にあります。

将来の貧困とは、子どもの成長過程において、親の関与が足りないことで、 基本的生活習慣や学力を十分に身に付けることができず、その結果、社会性の 不足や低学歴という事態を招き、さらにそのことが非正規雇用や不安定就労あ るいは無業につながり、低収入をもたらすことです。

そして、子どもが親となった時に、また、その子どもが貧困状態に陥ること となり、これを貧困の世代間連鎖と言います。

貧困の世代間連鎖は、社会的にも大きな問題となっています。

厚生労働省は、平成24年6月国家戦略会議において、次のように報告しています。

生活保護世帯の世帯主が、過去の出身世帯においても生活保護を受給していた世帯は25%と高率になっている。

① 社会性の不足、低学力について

(乳幼児期)

乳幼児期は、生きていくために必要な心身の健康はもとより、自尊感情や自己肯定感、コミュニケーション能力、他者への信頼感、情緒など社会性の基礎をつくる時期であり、この時期の教育環境は、その後の子どもの発育に大きな影響を及ぼすと考えられます。幼稚園教育要領や保育所保育指針においても、この時期に生きる力、未来を作り出す力の基礎をつくることを目標に定めています。 資料) ⑤

親の子育でに関する知識・意欲の欠如等、あるいは親からの虐待(ネグレクト)により、十分な養育環境が得られない場合、子どもの基礎的な能力が培われず、その後の成長に支障を及ぼすことが推測されます。

実際に保育の現場に携わっている保育士からは、現に厳しい状況に置かれている子どもが少なからず存在しているという報告がありました。資料) **6**

(学齢期)

学齢期は、子どもに学習意欲を持たせたり、子どもに学習習慣を習得させるなど、学校と家庭の双方での指導が必要となります。

公立学校の場合、授業料はかからないというものの、学校外の教育費、修 学旅行費、クラブ活動費、学用品費、学校給食費といった関係費用が発生し ます。

内閣府が行った調査では、約8割の親が子の教育にかかる経費負担の大き さを感じている中で、特に、学用品及び学校給食費など、学業の周辺経費に また、2014年2月の「大阪子ども調査」報告(阿部 彩(国立社会保障・人口問題研究所、当時)氏、埋橋孝文(同志社大学)氏、矢野裕俊(武庫川女子大学)氏)では、子どもの自己肯定感と家庭の経済状況が、密接に関係していると指摘しています。 資料) 3

その他、文部科学省からお茶の水女子大学が委託を受けて実施した「教育格差の発生・解消メカニズムの調査研究」(平成 18、19年度新教育システム開発プログラム事業「教育格差の発生・解消に関する調査研究報告書」)では、親の子どもへの接し方や教育意識と、子どもの学力に相関関係があることが示されています。

例えば、「家には本(マンガや雑誌を除く)がたくさんある」「子どもが小さいころ、絵本の読み聞かせをした」「子どもが英語や外国の文化にふれるよう意識している」「博物館や美術館に連れて行く」「ニュースや新聞記事について子どもと話す」「毎日子どもに朝食を食べさせている」について、親が意識して育てた家庭の子どもの方が、そうでない家庭の子どもに比べ、学力が高いことがわかります。 資料) **②**

非正規雇用などで経済的に困窮している家庭の親は、収入を確保するための長時間労働などにより、上記のように子どもに良質な教育環境を与えられる余力がないことが考えられます。

② 低学力〈低学歴〉と雇用について

厚生労働省は、平成 24 年 6 月の国家戦略会議で、学歴別の貧困率について、次のように報告しています。

高校中退を含む中学校卒業者の貧困リスクが非常に高い。 (参考)

学歷別貧困率 中卒28.2%、高卒14.7%、大卒7.7%

子どもの人生は学歴だけで決定されるものではありませんが、一般的には学歴と雇用の間に、一定の相関関係があると考えられます。

特に、学歴と雇用形態(正規・非正規)との関係は顕著であり、労働政策研究・研修機構が平成24年版就業構造基本調査をもとに、20歳から29歳の若年者の就業状態を男女別・高校卒業と中退別の条件でまとめた

もの によれば、正社員の割合は、男性で卒業者が545%に対し、中退 者は34.0%、女性では卒業者が32.9%に対し、中退者は6.3%となっ ていることがわかります。 **資料**) **①**

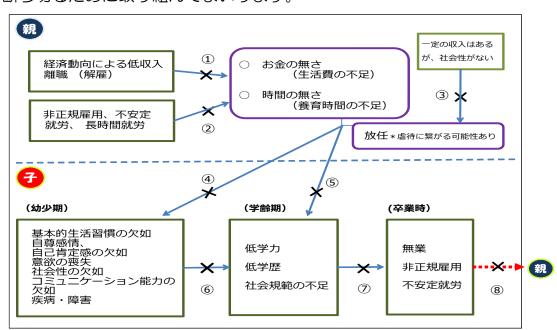
また、同機構が「21世紀成年者縦断調査」の結果を基に、若年者の就 業状況・キャリア・職業能力開発の現状を分析したところ、高校卒業者は 卒業後3か月以内に全体の60%が就業していますが、中退者は離学後1 6%しか就業しておらず、中途退学後は、就業までに時間がかかる者が多 いと指摘しています。 資料) 12

3 貧困の原因を踏まえた対策

子どもが貧困状態に陥る原因と考えられるものは、このように様々ですが、 それらの一つ一つを軽減、除去し、貧困の連鎖を断ち切るため、機動的、継 続的、横断的な取組みを進めます。

また、本県経済の底上げも重要であるため、すべての関連行政分野におい て、有効と考えられる施策を行っていきます。

このように、全庁挙げて対策に取り組むとともに、市町村をはじめとす る関係機関や団体等と密接に連携を図りながら、地域を挙げて貧困の連鎖を 断ち切るために取り組んでまいります。



※貧困の連鎖(図内の矢印)を断ち切るための各種施策(図内のX)の種類

- 各種経済対策
- 45 • 生活支援、経済的支援
- **(2)** • 親への就労支援
- 生活支援•教育支援
- 児童相談所の機能強化
- \bigcirc • 教育支援
- 地域の見守り強化
- 8 • (子が親となる前の) 子への就労支援

4 統計資料

●福岡県の賃金事情

平成26年度 福岡県の賃金事情 統計表

第1表-1 規模、男女別

| | 全産業 | | (1 常用労働 | が者の平均賃金 | 等) | (2 パートタ | イム労働者の | 平均賃金等) | | |
|--|------|---|--------------|--------------|-----------|--------------|--------------|-----------|--|--|
| | 区分 | | 平 | 均総支給賃金額 | 頁 | 平均総支給賃金額 | | | | |
| | | | 基準内賃金 (円) | 基準外賃金 (円) | 合計 (円) | 基準内賃金 (円) | 基準外賃金 (円) | 合計 (円) | | |
| | | 男 | 259,288 | 40,993 | 300,281 | 94,516 | 4,401 | 98,917 | | |
| | 中小企業 | 女 | 206,173 | 34,239 | 240,412 | 88,492 | 2,290 | 90,782 | | |
| | | 計 | 240,248 | 38,588 | 278,836 | 90,246 | 2,900 | 93,146 | | |
| | | 男 | 345,080 | 52,152 | 397,232 | 109,782 | 12,651 | 122,433 | | |
| | 大企業 | 女 | 261,602 | 27,345 | 288,947 | 100,378 | 8,053 | 108,431 | | |
| | | 計 | 318,693 | 44,696 | 363,389 | 103,790 | 9,508 | 113,298 | | |

2雇用形態と所得の相関関係

JILPT(2014)『若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状②

一平成 24 年版「就業構造基本調査」よりー

非正規雇用者と正規雇 用の収入格差は年齢上 昇に伴って拡大。

図7 性・学歴別個人年収及び時間換算収入の雇用形態による差 (本業のみ、週35時間以上、年間200日以上就業の雇用者)

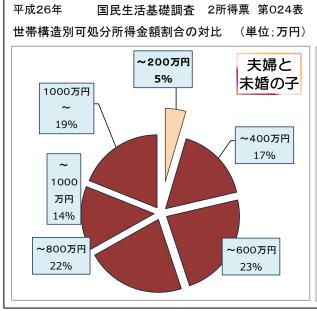


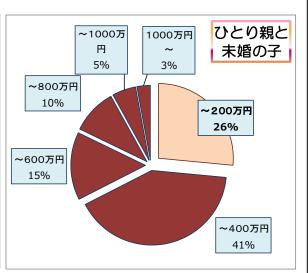
❸福岡県母子世帯等実態調査報告書 (平成23年11月1日現在)

図表-135

| 四衣 100 | | | 現在不足している費用(複数回答) | | | | | | | | | |
|------------|-------|----------------------|------------------------|----------------|----------|-----------------|--------------|-------------------|------------|------|-------|------|
| | サンプル数 | (食費・衣料費・光熱費など)日常の生活費 | (技術習得、就職準備の費用)就職のための費用 | 事業の開始、継続のための費用 | 療養のための費用 | 子どもの就学、通学のための費用 | 子どもの結婚のための費用 | 住宅の増改築、新築などのための費用 | 住宅の転居ための費用 | その他 | 特にない | 無回答 |
| 母子家庭 | 1,455 | 810人 | 195人 | 42人 | 85人 | 757人 | 233人 | 150人 | 284人 | 95人 | 143人 | 25人 |
| 口] | 1,400 | 55.7% | 13.4% | 2.9% | 5.8% | 52.0% | 16.0% | 10.3% | 19.5% | 6.5% | 9.8% | 1.7% |
| 父子家庭 | 951 | 397人 | 59人 | 77人 | 46人 | 388人 | 189人 | 156人 | 77人 | 28人 | 181人 | 48人 |
| 入」亦姓 | 901 | 41.7% | 6.2% | 8.1% | 4.8% | 40.8% | 19.9% | 16.4% | 8.1% | 2.9% | 19.0% | 5.0% |

母子どものいる夫婦世帯とひとり親世帯の可処分所得金額





⑤ 幼稚園教育要領及び保育指針

「幼稚園教育要領」 (文部科学省) — 抜粋—

- ~幼稚園終了までに育つことが期待される能力~
- ・ 心身の健康(自ら健康で安全な生活をつくり出す力)
- 人間関係(自立心や人と関わる力・・行動力、愛情、信頼感、習慣)
- •環境(好奇心、探究心をもって周囲にかかわり、取り入れる力)
- 言葉(言葉に対する感覚や言葉で表現する力)
- •表現(豊かな感性や表現する力、豊かな創造性)

「保育指針」 (厚生労働省)一抜粋一

- ~子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、 保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身に付けることが望まし い心情、意欲、態度などの事項~
- ・養護に関わるねらい及び内容 生命の保持、情緒の安定
- 教育に関わるねらい及び内容健康、人間関係、環境、言葉、表現

⑥福岡県子どもの貧困対策計画策定検討会ワーキングより

《保育士意見のまとめ》

(清潔) 何日も入浴させてもらえていない。爪が伸びて汚れている。シラミがいる。 (食事) 栄養のある食物を3食与えられていない。虫歯が多い。

(子に要する時間) 保育園の行事に不参加、弁当を作らない、会話の相手をしない。

*その結果、子どもが不健康、ボイスレス、無力、孤立などとなり、発達に影響を及ぼしている。

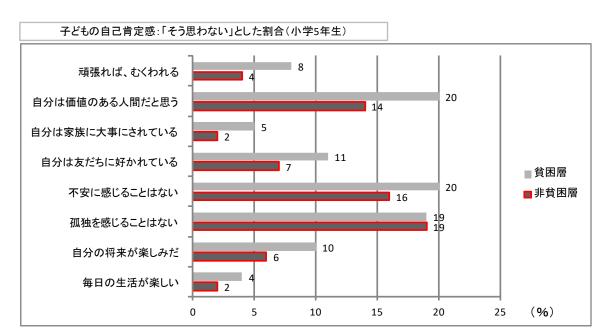
⑦「親と子の生活意識ご関する調査報告書」(内閣府)

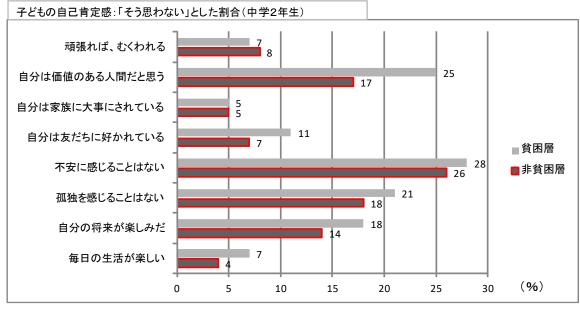
平成24年5月 親と子の生活意識に関する調査報告書 (内閣府) 表皿-2-9 教育費で負担が大きいと感じるもの(相対的貧困層別) 捋 ラブ 子校給食費 . 校 ò る担 回 る担 業 用 旅 品費 もが 大計と 外 n の大 の 活 行 教 動 人 費 ない いと ŧ ത て 相対的貧困層(A) 437 52.6 27.7 21.5 21.5 22.7 12.6 5.7 14.4 83.8 180.5 1.8 相対的貧困でない層(B) 2,649 64.7 13.5 13.4 12.2 4.5 16.8 138.2

2.6倍 2.8倍

⑧「大阪子ども調査」報告(2014年2月)

阿部 彩(国立社会保障·人口問題研究所、当時)氏 埋橋孝文(同志社大学)氏 矢野裕俊(武庫川女子大学)氏





9保護者の子どもへの働きかけと子どもの学力の関係

お茶の水女子大学(文部科学省委託事業)

「教育格差の発生・解消メカニズムの調査研究」(平成 18.19 年度新教育システム開発プログラム事業) 教育格差の発生・解消に関する調査研究報告書の「親の子どもへの接し方」「親の教育意識」と学力の関係 より抜粋

この表は、親の子どもへの接し方や教育意識と子どもの学力との関係を見たものです。 子どもの学力水準別に、親の子どもへの接し方や教育意識を見ています。学力を 4 段階に 分け、最も学力の高い層をA層、低い層をD層としています。

表2-1 保護者の子どもへの働きかけと子どもの学力の関係

(%

| (A-D) |
|-------|
| 11.7 |
| 13.7 |
| -7.3 |
| 9.2 |
| -1.1 |
| 2.5 |
| 4.3 |
| 9.5 |
| 14.9 |
| -0.9 |
| 9.3 |
| 13.8 |
| 9.4 |
| -5.5 |
| |

注1)「とてもあてはまる」のみ

●就学援助と学力の因果関係

平成27年度全国学力・学習状況調査(学校質問紙調査) 調査結果報告書 ○福岡県内の小学校、中学校における就学援助を受けている児童生徒の割合及び平均正答率

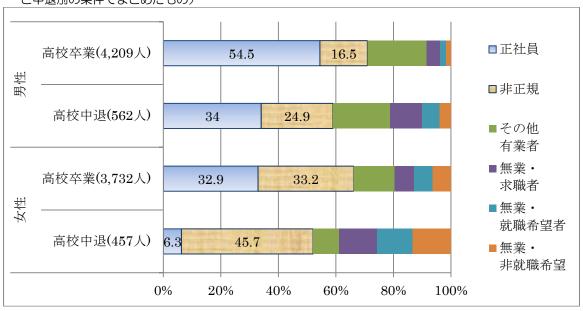
| (小学校)平均正答率 | | | | | (中学 | 校)平均正 | 答率 | | | | |
|------------|-------------------------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|
| | 学校内で就学援助を 受けている生徒の割合 | 全国 | 福岡県 | 国語A | 算数A | 理科 | 全国 | 福岡県 | 国語A | 数学A | 理科 |
| 1 | 在籍していない | 14.6 | 5.6 | 70.8 | 78.3 | 63.4 | 6.7 | 4.0 | 71.6 | 56.9 | 46 |
| 2 | 5%未満 | 14.4 | 8.1 | 72.6 | 76.9 | 62.8 | 10.7 | 2.3 | 76 | 64.7 | 54 |
| 3 | 5%以上10%未 満 | 19.5 | 12.5 | 71.2 | 76.0 | 61.3 | 19.8 | 8.8 | 77 | 65.3 | 54.1 |
| 4 | 10%以上20% 未満 | 27.3 | 30.2 | 70.6 | 75.6 | 60.0 | 32.7 | 28.5 | 75 | 63.1 | 52.4 |
| 5 | 20%以上30% 未満 | 13.4 | 22.7 | 68.7 | 73.9 | 58.3 | 16.7 | 31.6 | 73.8 | 60.9 | 50.1 |
| 6 | 30%以上50% 未満 | 7.1 | 14.9 | 66.0 | 71.2 | 55.1 | 9.5 | 19.9 | 71.2 | 57.1 | 46.5 |
| 7 | 50%以上 | 2.3 | 4.4 | 64.0 | 68.2 | 53.1 | 2.5 | 4.0 | 63 | 50 | 42.4 |

注2)差(A-D)の数値はポイント差を示す。

注3)網かけは、国語、算数とも9ポイント以上の差があることを示す。

●高校卒業者と中退者の正規雇用の割合 (労働政策研究・研修機構)

~20歳から29歳の若年者の就業状態 (調査時期;2012年、20~29歳)~ (平成24年版就業構造基本調査をもとに、20歳から29歳の若年者の就業状態を男女別・高校卒業と中退別の条件でまとめたもの)



❷学歴別離学から就業までの期間

労働政策研究・研修機構レポート「学歴別 離学から就業までの期間」抜粋

(全国) (調査時期;2012年 単位;%)

| | 学校の種類 | 調査対象者数 | 離学前 | 3か月以内 | 3年以内 | 3年超 | 期間不明 | 未就業等 |
|----------------|------------|--------|-----|-------|------|-----|------|------|
| | 中学卒 | 435 | 1 | 19 | 15 | 22 | 22 | 20 |
| 卒 | 高校卒 | 7,941 | 3 | 60 | 12 | 7 | 14 | 5 |
| 業 | 専門・短大・高専卒 | 6,482 | 6 | 64 | 11 | 4 | 13 | 2 |
| | 大学•大学院卒 | 5,671 | 4 | 69 | 12 | 2 | 10 | 3 |
| | | | | | | | | |
| l _ф | 高校中退 | 1,019 | 8 | 16 | 22 | 17 | 23 | 14 |
| 退 | 専門・短大・高専中退 | 709 | 13 | 28 | 29 | 8 | 13 | 10 |
| | 大学•大学院中退 | 692 | 20 | 24 | 26 | 5 | 12 | 14 |

第5 基本目標と重点方針

1 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に 応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍で きる福岡県を目指します。

2 重点方針

基本目標を達成するために、以下の3点を重点方針とします。

- (1) 貧困の状況にある子ども、貧困の状況に陥るおそれのある子どもに対する 乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援
- (2) 生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対する着実な支援
- (3) 行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPO など、地域の関係者が一体となって行う支援

第6 数値目標

大綱に示された指標のうち、全国数値との乖離が大きい次の指標の数値については、目標を設定し、特に重点的に取り組んでいきます。

| 指標 | 福岡県数値 (平成25年度) | 全国数值 (平成25年度) | 目標 (平成32年度) |
|-----------------------------|-------------------|------------------|----------------|
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 87.1% | 90.8% | 全国数値を上回る |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | 6.6% | 5.3% | 全国数値を下回る |
| 生活保護世帯に属する子ども(高等学校等卒業後)の就職率 | 42.5% | 46.1% | 全国数値を上回る |
| 児童養護施設の子ども(高等学校等卒業後)の進学率 | 14.7% | 22.6% | 全国数値を上回る |

第7 施策体系

子どもの貧困対策に関する施策を、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労支援」及び「経済的支援」を柱として、総合的に推進していきます。

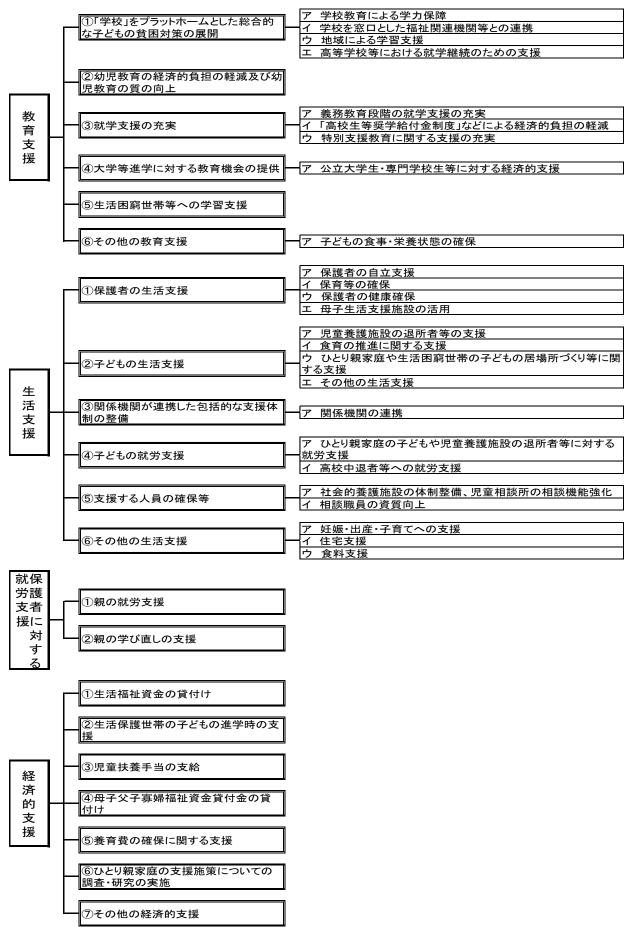
併せて、重点方針で掲げた3つの方針に基づき、県独自の新たな施策を 検討するとともに、支援や制度の周知について積極的に取り組んでいきま す。

なお、貧困問題を解消する上では、これらの要因に対し、個々に対策を 講じていく必要があることは言うまでもありませんが、一方で、本県経済 そのものを底上げしていくこともたいへん重要です。

県では、現在、緩やかに回復しつつある本県経済の動きを確固たるものにしていくため、雇用の8割を担い、地域経済を支える中小企業の総合的支援、将来の成長産業の育成、農林水産業の振興、観光の振興などについて、取り組んでいきます。



1 施策体系図



2 具体的な施策

(1)教育支援

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援のために必要な施策を講じます。

① 「学校」をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

ア 学校教育による学力保障

(ア) 子どもが自らの課題を把握し、主体的に学ぶための学習に関する情報を提供します。

また、少人数による習熟度別指導や補充学習など、児童生徒に応じたきめ細かな指導を推進します。

イ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- (ア) 関連機関等と連携して児童生徒を福祉的な面から支援するスクール ソーシャルワーカーや、心理的な面から支援するスクールカウンセラー など、教員以外の専門スタッフの配置を充実し、「チーム学校」による 学校の環境改善及び専門性をいかした組織的取組の推進に努めます。
- (1) 学校不適応やいじめの防止のため、学校における教育相談能力の充実を図ります。
- (ウ) 公立大学法人福岡県立大学において、不登校・ひきこもりに悩む子 ども、保護者や学校関係者等に対し、専門的な相談や情報提供など総合 的な支援を行います。

ウ 地域による学習支援

- (ア) 放課後等に地域の協力を得ながら補充学習等の学習活動を行い、学力向上の基盤となる学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図ります。
- (1) 公立大学法人福岡県立大学の学生が小・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。

エ 高等学校等における就学継続のための支援

- (ア) 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、 卒業までの間(最長2年間)、授業料に係る支援を受けることができる よう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。
- (f) 学業不振や学校不適応に悩む生徒や中途退学したが再度高校卒業に チャレンジする者の学業継続を支援する学習支援事業に対して助成し ます。

また、非営利法人が設置するフリースクールの活動に対し、小・中学校の不登校児童・生徒の社会的自立や学校復帰に必要な環境を整えるための財政支援を行います。

(ウ) 生活困窮世帯の高校生が就学を継続できるよう、訪問相談支援を通じて、キャリア意識の育成と就学意識の向上を図ります。

② 幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

- (ア) 低所得世帯に対し、幼稚園・保育所・認定こども園の利用料の負担 軽減を図ります。
- (1) 保育士や幼稚園教員の資質向上を図るため、階層別研修や専門研修 など、各種研修を実施するとともに、研修会への参加促進を図ります。

③ 就学支援の充実

ア 義務教育段階の就学支援の充実

- (ア) 経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、市町村が学用品費、通学用品費、修学旅行費等を援助します(就学援助)。
- (イ) 福岡県が設置する中学校及び中等教育学校前期課程又は特別支援学校小学部若しくは中学部の児童生徒の保護者で、要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対して、疾病治療のための医療費を援助します。

また、(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度共済掛金についても援助します。

- イ 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減
 - (ア) 授業料について、一定の所得未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、公立高等学校等は実質無償化、私立高等学校等は所得に応じた軽減を図ります。
 - (イ) 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内 在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。
 - (ウ) 保護者が福岡県内に在住し、勉学意欲がありながら経済的理由により高等学校等への修学が困難な高校生等に対し、奨学金の貸与を行います。
 - (I) 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、 教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。
 - (オ) 私立高等学校等(全日制)に在籍する生徒のうち、生活保護世帯等に対して授業料の軽減を行う学校法人に対し、授業料軽減補助金を交付します。
- ウ特別支援教育に関する支援の充実
 - (ア) 特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。
 - (1) 障害のある生徒に対する校内支援体制の充実を図るため、支援を必要とする高等学校等に特別支援教育支援員を配置します。
- ④ 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ア 公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
 - (ア) 福岡県が設立している公立大学法人(九州歯科大学、福岡女子大学、 福岡県立大学)において、意欲と能力のある学生が経済的理由により修

学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免などにより学生の修学を支援します。

- (イ) 国からの委託事業により、私立専門学校において経済的理由により 授業料減免を受けた学生に対し、助成を行います。
- (ウ) 介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学し、経済的援助を必要とする者を支援するため、修学資金の貸付を行います。

⑤ 生活困窮世帯等への学習支援

- (ア) 生活困窮世帯の小・中学生を対象に、気軽に通うことのできる居場 所を兼ねた学習支援教室を開設し、生活習慣の改善を行います。
- (1) 児童養護施設等に入所する子どもが経済的負担の重さから進学を断 念することがないよう、大学等に進学する費用の一部を助成するととも に、十分な教育が受けられるよう、学習塾の経費を支援する等の教育環 境の充実を図ります。
- (ウ) ひとり親家庭に大学生等のボランティアを派遣することにより、子 どもに対する学習支援はもとより、進学相談など親身な話し相手にもなってもらいます。

⑥ その他の教育支援

ア 子どもの食事・栄養状態の確保

- (ア) 福岡県が設置する中学校及び中等教育学校前期課程の生徒の保護者で、要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対し、学校給食費を援助します。
- (1) 福岡県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する者で、経済 的理由により著しく修学が困難な有職生徒のうち希望する者に対し、夜 食費の一部を補助します。

(2) 生活支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じるなど、生活に関する支援のために必要な施策を講じます。

①保護者の生活支援

ア 保護者の自立支援

- (ア) 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとと もに、適切な関係機関につなぐことにより、効果的な支援を促します。 また、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計再建に向けたきめ 細かな相談支援を行います。
- (イ) 保健福祉(環境)事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭、父子家庭及び寡婦からの相談に応じ、その自立に有効な制度についての情報提供や関係機関への連絡調整を行います。
- (ウ) 母子家庭、父子家庭及び寡婦において、修学や疾病等により生活援助や保育サービスが必要な場合や、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣などにより、生活の安定を支援します。
- (I) DV被害者等の安全確保のための一時保護を行うとともに、本人の 意思を尊重しながら、必要に応じて、その後の自立に向けた支援を行い ます。
- (オ) 犯罪被害により経済的な困窮に陥るなど、大きな困難に直面している犯罪被害者等からの相談に応じ、元の平穏な生活を早急に取り戻すことができるよう、電話相談から支援制度・専門機関の紹介、カウンセリング、関係機関への付き添いなど、総合的な支援を行います。

イ 保育等の確保

(ア) 乳幼児期は、意欲、自尊感情、基本的生活習慣等生涯にわたる人格 形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの学習に対する態度に も大きな影響を及ぼすと言われています。

乳幼児に対し、発達のチェック、健康の生活問題の早期発見、コミュニケーション能力の育成など適切な保育サービスを提供することによ

- り、児童福祉の向上を図ります。
- (1) 増大する保育需要に対応するため、「待機児童解消加速化プラン」により、保育所の整備等の取組みを推進し、早期の待機児童解消を目指します。
- (ウ) 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの運営及び整備、放課後児童クラブと連携した放課後子供教室事業等を支援します。
- (I) 保育所の入所及び放課後児童クラブの利用の選考において、ひとり 親家庭の優先的な入所等を推進します。
- (オ) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、 利用者支援事業を推進します。
- (加) 保護者の疾病その他の理由により家庭で養育することが困難になった児童の養育・保護を行う子育て短期支援事業の運営を支援します。
- (キ) 保育士が働きやすい職場環境を整備するため、保育士の負担軽減に 資する業務を行う保育支援者の配置を支援します。
- (ク) 保育士や幼稚園教員の資質向上を図るため、階層別研修や専門研修など、各種研修を実施するとともに、研修会への参加促進を図ります。 【再掲】

ウ 保護者の健康確保

(ア) 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を支援 し、子育ての孤立化を防ぎ、不安の軽減を図ります。

エ 母子生活支援施設の活用

(ア) 専門的・継続的な支援を必要とする母子家庭に対し、母子生活支援施設において心身と生活を安定させるための相談・援助を進めながら、自立を支援します。

② 子どもの生活支援

ア 児童養護施設の退所者等の支援

- (ア) 児童養護施設の退所者等が気軽に集まることのできる場を提供し、 住居、家庭、交友関係、将来への不安など生活上の問題について相談に 応じます。
- (1) 児童養護施設の退所者等に住居費や生活費の貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立につながるよう支援します。

イ 食育の推進に関する支援

(ア) 「福岡県次世代育成支援行動計画」の内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査の機会等を活用し、乳幼児期の望ましい食習慣の形成に係る取組みを実施する市町村を支援します。

また、保育所等の児童福祉施設に対して、栄養管理の質の向上や児童・保護者への食に関する指導の大切さを認識してもらうための指導助言を行い、健全な食環境の整備を図ります。

- (イ) 児童養護施設等の入所児童に対し、偏食是正のための指導を行います。また、発達段階に応じた食習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。
- (ウ) 保育所職員を対象とした給食研修会を実施することにより、入所児 童に対する食育の取組みを推進します。
- ウ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくり等に関する支援
 - (ア) 生活困窮世帯の小・中学生を対象に、気軽に通うことのできる居場所を兼ねた学習支援教室を開設し、生活習慣の改善を行います。【再掲】
 - (イ) 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの運営及び整備、放課後児童クラブと連携した放課後子供教室事業等を支援します。 【再掲】
 - (ウ) 市町村と連携し、非行少年等が気軽に立ち寄れる居場所を確保し、 相談助言や生活指導、就労支援などを行います。

また、自尊感情や社会的スキルを育み、立ち直りに繋げるため、社会 奉仕やスポーツ等の各種体験活動への参加を支援します。

エ その他の生活支援

(ア) 就学前の児童及びその保護者等に対する基本的生活習慣を習得する ための取組みを実施する市町村を支援します。

③ 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

ア 関係機関の連携

- (ア) 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び 保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関 係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。
- (1) 市町村に対し、子どもに対する支援体制を強化するための整備計画の策定等の取組みを促します。

④ 子どもの就労支援

ア ひとり親家庭の子どもや児童養護施設の退所者等に対する就労支援

- (ア) ひとり親家庭の親子が、より良い条件で就職できるよう、高卒認定 試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。
- (1) 児童養護施設の退所者等に対し、ハローワークや職場との連携、面接への付き添い等の支援を行います。
- (ウ) 児童養護施設の退所者等に対し、就職に必要な資格取得費用の貸付けを行うことで、円滑な自立につながるよう支援します。

イ 高校中退者等への就労支援

(ア) 学校と、若者サポートステーションやハローワークなどの関係機関 との連携による就労支援を行います。 (イ) 非行等の問題を抱える無職の少年に対し、ハローワーク等の就労支援機関と連携して進路相談から就労体験、就職活動、職場定着まで伴走型の就労支援を行います。

⑤ 支援する人員の確保等

- ア 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
 - (ア) 児童養護施設等に対して、国が示す「社会的養護の課題と将来像」 に掲げる目標水準に向けた職員配置の改善を促すとともに、児童養護施 設等における人材確保の取組みを推進します。
 - (イ) 里親担当職員(児童相談所)や里親支援専門相談員(児童養護施設等)を配置することにより、里親及びファミリーホームに対する研修の実施、家庭への訪問支援等、きめ細かな支援を行います。
 - (ウ) 児童相談所の専門性の向上と児童虐待への対応能力の強化を図るため、児童福祉司、心理職員といった専門職や警察官を配置し、相談援助業務の的確な実施と児童虐待の未然防止、子どもの安全確認・確保に努めます。

イ 相談職員の資質向上

- (ア) 保健福祉(環境)事務所や市の福祉事務所では、母子家庭、父子家庭及び寡婦からの様々な相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供や指導、求職活動に関する支援等を行っています。こうした業務に従事する母子・父子自立支援員に対し、研修を実施することにより、人材の確保及び資質の向上を図ります。
- (イ) 非行や発達障害、虐待、貧困など様々な課題を抱える青少年やその 家族が、行政や民間の支援を切れ目なく受けることができるよう、各支 援機関の情報共有を図るとともに、支援に携わる職員の知識・技術の向 上のための研修を行います。

⑥ その他の生活支援

ア 妊娠・出産・子育てへの支援

(ア) 妊娠・出産等に関する相談や、不妊に悩む方への精神的・経済的支援を行うとともに、市町村、医療機関等の関係機関と連携し、育児に不安を抱えるなど支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、支援する体制を推進します。

また、市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を 支援し、子育ての孤立化を防ぎ、不安の軽減を図ります。【再掲】

イ 住宅支援

- (ア) 離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方に対し、一 定期間、家賃相当額を支給し、生活の安定を図ります。
- (1) 抽選方式による県営住宅の入居者募集において、ひとり親世帯等に対して倍率優遇措置を行うとともに、住宅困窮度を数値化し、その数値の高い方から優先して入居を決定するポイント方式による募集においてポイントを加算します。

また、一定の所得未満の世帯に対し家賃負担の軽減を図ります。

- (ウ) 子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供を行っとともに、住宅に関する相談を実施します。
- (I) 子育て世帯等の居住の安定を図るため、優良な賃貸住宅の供給の促進に努めるとともにその周知を図ります。

ウ 食料支援

- (ア) 民間の企業やNPOと連携して、貧困状態にある子どもたちに対し、 無償で食品を提供できる仕組みを構築します。
- (イ) 食品ロス削減と食事に困っている方への支援にもつながるフードバンク活動の普及・促進を図ります。

(3) 保護者に対する就労支援

保護者に対する職業訓練の実施、就職のあっせん、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を講じます。

① 親の就労支援

(ア) 求職者の円滑な就職を図るため、年代別・対象別の就職支援センターにおいて、個々の求職者の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を行います。

また、希望する方の正規雇用を促進していくために、正規雇用促進企業支援センターにおいて、企業に対して正規雇用への転換を促していきます。

- (1) 県内4か所の「子育て女性就職支援センター」において、子育て中の女性に対し、就職相談や保育情報の提供はもとより、短時間勤務やフレックスタイム制度があるなど子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、求人情報の提供や個別の就職あっせんなど、総合的な支援を行います。
- (ウ) 民間職業カウンセラーを派遣して、生活保護を受給しているひとり 親世帯の親等に対する就労支援や、就労を目的とした職業訓練、就職後 の職場定着に向けた支援を行います。
- (I) ひとり親家庭の親や福祉事務所を通じて受講を希望される児童扶養 手当受給者又は生活保護受給者を対象とした職業訓練を行います。
- (オ) 県内3か所のひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業支援講習会の実施等の就業支援サービスを提供するとともに、自立支援計画書の策定をはじめ、ハローワークとの連携による就業支援を実施し、自立促進を図ります。
- (加) ひとり親家庭において、その親が一定の教育訓練を受講し、修了した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。

また、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の安定のための高等職業訓練促進給付金を支給します。

(‡) ひとり親家庭の親子が、より良い条件で就職できるよう、高卒認定

試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。【再掲】

- (ク) 高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指すひとり親家庭の親に入学準備金、就職準備金を貸し付け、自立促進を図ります。
- (ケ) 子育て等により離職した看護職員に対し、最新の医学知識や看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるように支援します。

② 親の学び直しの支援

- (ア) 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等への就学を希望する場合、就学にかかる費用を支給します(高等学校等就学費)。
- (1) ひとり親家庭において、その親が一定の教育訓練を受講し、修了した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。

また、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の安定のための高等職業訓練促進給付金を支給します。【再掲】

- (ウ) ひとり親家庭の親子が、より良い条件で就職できるよう、高卒認定 試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。 【再掲】
- (I) 高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指すひとり親家庭の親に入学準備金、就職準備金を貸し付け、自立促進を図ります。【再掲】

(4) 経済的支援

ひとり親家庭や障害者、生活に困っている方などの生活を下支えするため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を講じます。

① 生活福祉資金の貸付け

(ア) 福岡県社会福祉協議会を通じて、日常生活に困っている方への相談 支援をはじめ、総合支援資金や教育支援資金などの各種資金の貸付けを 行っています。

② 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

(ア) 高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学 考査料等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学 に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱い ます。

③ 児童扶養手当の支給

(ア) 離婚や死別等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを 監護・養育する者に対し、児童扶養手当を支給します。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け

(ア) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象に、原則無利子で 修学資金、修業資金、生活資金、住宅資金などの貸付けを行います。

⑤ 養育費の確保に関する支援

(ア) 春日市、飯塚市に設置しているひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門相談員による養育費相談を実施します。

- ⑥ ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施
 - (ア) 福岡県における母子家庭、父子家庭及び養育者家庭の日常生活の実態や行政に対するニーズを把握し、母子等福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、5年に一度ひとり親世帯等実態調査を実施します。

⑦ その他の経済的支援

- (ア) 身体または精神の重度障害により、日常生活において常時介護を受けている在宅の児童に対し、障害児福祉手当を支給します。
- (1) 子ども・重度障害児者及びひとり親家庭の健康保持及び福祉の増進 を図るため、必要な医療を容易に受けることができるよう、医療費の本 人負担分軽減のための助成を行います(公費負担医療費支給制度)。
- (ウ) 障害児や障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の障害を除去・軽減するために受ける医療(育成医療、精神通院医療)に対し、自立支援医療費を支給します。
- (I) 低所得者世帯の障害児者に対し、下肢装具、車椅子、補聴器などの 補装具の購入費や修理費の助成を行います。
- (オ) 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者 手帳の交付対象とならない児童に対し、補聴器の新規購入や更新に要す る経費を助成します。

○ 子どもの貧困対策に関連する施策・事業

1 教育支援

| 施策•事業名 | 施策・事業概要 | 所管課 |
|---------------------------------|--|--------------------------|
| ふくおか学力アップ推進事業 | 市町村の学力向上事業への支援や非常勤講師の派遣により、学力の向上、学力の地域間差の縮小を図ります。 | 義務教育課 |
| スクールカウンセラー活用事業 | 学校におけるカウンセリング機能を充実させるため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の整備を図ります。 | 義務教育課 |
| チーム学校推進事業 | 教員が児童生徒の指導に専念でき、学力向上、進路実現に向けた学校の体制を構築するため、学校に教員以外の専門スタッフ(スクールソーシャルワーカーなど)を配置・派遣します。【平成28年度新規】 | 義務教育課 高校教育課 |
| 高等学校不適応・いじめ防止対策事業 | 学校だけでは対応困難な事情を持つ生徒・保護者への支援を強化し、学校における教育相談能力を充実させ、 学校不適応やいじめの防止のための対策を講じることにより、その未然防止及び解消を図ります。 | 高校教育課 |
| | 不登校・ひきこもりの児童生徒、その保護者や学校関係者等への専門的な相談・情報提供などの支援を行います。 | 政策課 (私学振興·青少年 育成局) |
| 放課後学習活動支援事業 | 放課後等に地域の協力を得ながら補充学習等の学習活動を行う「学び道場」を実施し、学力向上の基盤となる 学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図ります。 | 社会教育課 |
| 放課後児童クラブ学習支援事業 | 放課後児童クラブと学び道場との間の児童送迎支援を行うボランティア等に対する謝金の助成を行います。 筑豊地区における放課後児童クラブにおいて、学習指導ボランティアを配置し、学習支援を行う事業に対し助 成します。【平成27年度2月補正新規】 | 青少年育成課 |
| 学習ボランティア派遣事業 | 公立大学法人福岡県立大学の学生が小・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。【平成27年度2月補正新規】 | 政策課 (私学振興·青少年 育成局) |
| 私立高等学校等学び直し支援金交付金 | 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、卒業までの間(最長2年間)、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。 | 私学振興課 |
| 公立高等学校等学び直し支援金交付金 | 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、卒業までの間(最長2年間)、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。 | 財務課 |
| 学習支援センター支援事業 | 高校の不登校・中途退学対策として、学業不振や学校不適応に悩む生徒、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に、学習の場を提供し、学業の継続を支援する学習支援事業に対して助成します。 | 私学振興課 |
| フリースクール支援事業 | 不登校児童生徒の受け皿となっている非営利法人が設置するフリースクールの活動を支援するため、一定の財 政支援を行います。 | 私学振興課 |
| 高校生の就学継続のための訪問相談支援事業 | 生活困窮世帯の高校生が就学を継続できるよう、訪問相談支援を通じて、キャリア意識の育成と就学意識の向 上を図ります。【平成28年度新規】 | 保護·援護課 |
| 教育・保育給付費 ※生活支援にも該当 | 乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担します。 | 子育て支援課 |
| 保育所職員等研修事業 ※生活支援にも該当 | 保育所職員の資質の向上等のために、様々な分野の高度な専門研修を実施します。 | 子育て支援課 |
| 幼稚園教育振興費 ※生活支援にも該当 | 公立幼稚園新規採用教員に対して法定の研修を行います。 | 義務教育課 |
| 要保護児童生徒援助費補助金 | 経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村 (学校組合)に対し、国がその経費の一部を補助します。 | 義務教育課 |
| 福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費(医療費) | 要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校保健安全法施行 令第8条に定める疾病治療のための医療に要する費用を援助します。 | 体育スポーツ健康課 |
| (独)日本スポーツ振興センター共済 掛金保護者負担額補助 | 要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県が支出します。 | 体育スポーツ健康課 |

| 私立高等学校等就学支援金交付金 | 授業料について、一定の所得未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、所得に応じて軽減を図ります。 | 私学振興課 |
|-----------------------------------|---|--------------------------|
| 公立高等学校等就学支援金交付金 | 一定の所得未満の世帯の生徒に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料を実質無償とします。 | 財務課 |
| 私立高校生等奨学給付金事業 | 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生 等奨学給付金を支給します。 | 私学振興課 |
| 公立高校生等奨学給付金事業 | 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生 等奨学給付金を支給します。 | 財務課 |
| 奨学事業助成事業 | 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に 困難があると認められる者に対し、学資の貸与を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資するととも に、教育の機会均等に寄与します。 | 高校教育課 |
| 定時制及び通信制課程修学奨励事業 | 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。 | 高校教育課 |
| 私立高等学校等授業料軽減補助金 | 生活保護世帯等に対して授業料の軽減を行う学校法人に対し、授業料軽減補助金を交付します。 | 私学振興課 |
| 特別支援教育就学奨励費負担金·補助 金 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づき就学を促進することを目的とし、教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎居住費、修学旅行費、学用品購入費を支弁します。 | 義務教育課 |
| 高等学校等特別支援教育推進事業 | 障害のある生徒に対する校内支援体制の充実を図るため、支援を必要とする県立高校に特別支援教育支援員を配置します。 | 高校教育課 |
| 公立大学法人九州歯科大学運営費交付 金 (授業料減免) | 地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、福岡県が設立している公立大学法人九州歯科大学の業務の財源に 充てるため、法人に対して使途を定めない運営費交付金を交付します。 (学業が優秀かつ授業料の納付が著しく困難と認められる学生を対象とする授業料減免) | 政策課 (私学振興•青少年 育成局) |
| 公立大学法人福岡女子大学運営費交付 金 (授業料減免) | 地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、福岡県が設立している公立大学法人福岡女子大学の業務の財源に 充てるため、法人に対して使途を定めない運営費交付金を交付します。 (学業が優秀かつ授業料の納付が著しく困難と認められる学生を対象とする授業料減免) | 政策課 (私学振興•青少年 育成局) |
| 公立大学法人福岡県立大学運営費交付 金 (授業料減免) | 地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、福岡県が設立している公立大学法人福岡県立大学の業務の財源に充てるため、法人に対して使途を定めない運営費交付金を交付します。 (学業が優秀かつ授業料の納付が著しく困難と認められる学生を対象とする授業料減免) | 政策課 (私学振興・青少年 育成局) |
| 私立専門学校修学支援事業 | 国からの委託を受け、私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った学生に対して助成を行います。 | 私学振興課 |
| 福岡県介護福祉士等修学資金貸付事業 | 介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保に資するため、修学資金の貸付を行います。 | 高齢者地域包括ケア 推進課 |
| 子どもの学習支援事業 ※生活支援にも該当 | 生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図ります。 | 保護•援護課 |
| 児童保護措置費 ※生活支援にも該当 | 児童福祉施設等の運営にかかる人件費などの事務費や入所措置した児童にかかる生活諸費・教育費などの費用を支弁します。 | 児童家庭課 |
| 施設退所者等自立支援促進事業 ※生活支援にも該当 | ①NPOを活用して、児童養護施設に入所している児童や退所者等の生活や就職等に関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援します。 ②児童養護施設に入所している子どもが経済的負担の重さから進学を断念することがないよう、大学等に進学する際に必要な費用の一部を助成します。 | 児童家庭課 |
| 児童養護施設等学習環境整備事業 | 児童養護施設等を退所し自立を控える児童の学習室にパソコンを設置し、就職や進学に向けた学習環境を整え 自立支援を図ります。【平成27年度2月補正新規】 | 児童家庭課 |
| ひとり親家庭のための学習支援ボラン ティア事業 | ひとり家庭の子どもに大学生等のボランティアを派遣し、学習支援や進学相談等を行います。 | 児童家庭課 |
| 福岡県立中学校等要保護及び準要保護 生徒援助費(学校給食費) | 要保護者及び要保護者に準する程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校給食法第11条 第2項に規定する経費を援助します。 | 体育スポーツ健康課 |
| 福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助 | 県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒に対して、夜食費の一部を補助します。 | 体育スポーツ健康課 |
| | | |

2 生活支援

| 施策•事業名 | 施策・事業概要 | 所管課 |
|--------------------------|--|-----------|
| 自立相談支援事業 | 生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の策定などの支援を行います。 | 保護•援護課 |
| 家計相談支援事業 | 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を 行うことにより、早期に生活が再生されることを支援します。 | 保護•援護課 |
| 母子・父子自立支援員による相談、情 報提供 | 保健福祉環境事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子(父子)家庭や寡婦家庭からの相談に対応します。 | 児童家庭課 |
| 日常生活支援事業 | 母子(父子) 家庭及び寡婦家庭において、日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し介護・保育等のサービスを行います。 | 児童家庭課 |
| DV被害者等の一時保護と自立支援 | DV被害者等の安全確保のため、一時保護を行い、本人の意思を尊重しながら、必要に応じて、その後の自立に向けた支援を行います。 | 男女共同参画推進課 |
| 犯罪被害者支援事業 | 犯罪被害者等に対する支援、情報提供の充実を図るため、福岡犯罪被害者総合サポートセンターを福岡、北九州市と共同で開設し、電話及び面接による相談、カウンセリング、警察・裁判所等への付添いを行います。 | 生活安全課 |
| 保育所等緊急整備事業 | 市町村が行う民間保育所等整備の費用の一部を補助します。 | 子育て支援課 |
| 放課後児童クラブ運営支援事業 | 市町村が行う放課後児童クラブの運営に係る費用の一部を補助します。 | 青少年育成課 |
| 放課後子供教室事業 | 市町村が行う放課後子供教室の開設に係る費用の一部を助成します。 | 青少年育成課 |
| 放課後児童クラブ整備事業 | 就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生に、授業終了後、適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を 図る放課後児童クラブ室の設置に係る整備費を助成します。 | 青少年育成課 |
| 利用者支援事業 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当っての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するために要する費用を補助します。 | 子育て支援課 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、一定期間、養育・保護を行う、子育て短期支援事業を実施する市町村に対し補助を行います。 | 子育て支援課 |
| 保育体制の強化事業 | 保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげるため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を保育に係る周辺業務に活用する場合に、必要な費用を補助します。 | 子育て支援課 |
| 乳児家庭全戸訪問等事業 | 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、経費を補助する等取組が進むよう支援します。 | 健康増進課 |
| 乳幼児育児支援事業 | 乳幼児の健全育成及び子育て支援を図ることを目的に、乳幼児の発達段階の特徴を盛り込んだ冊子(「子育て応援団」)を作成し、1歳6か月児、3歳児、就学前幼児の健康診査時に保護者に配布するとともに、保健師等の保健指導に活用します。 | 健康増進課 |
| 健康づくり支援環境整備事業 | 保育所等の特定給食施設の指導を行い、子どもの健康づくりを充実させます。 | 健康増進課 |
| 相談関係職員研修事業 | 児童虐待を早期に発見し、未然防止を図るため、関係機関職員に対する研修の充実に努めます。 児童相談所や市町村等の相談機関が、子どもの保護や家族援助を適切に行うことができるよう、相談に携わる 職員に対する専門的な研修を行います。 | 児童家庭課 |
| 非行少年等の支援拠点事業 | 非行等の問題を抱える少年が気軽に立ち寄れる拠点を設置し、専任のスタッフが相談、生活改善指導等を行い、非行少年等の社会的自立を促します。 | 青少年育成課 |
| 社会奉仕•体験活動応援事業 | 非行等の問題を抱える少年の自尊感情の向上と立ち直りを図るため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年 に社会奉仕やスポーツ等の多様な体験活動を提供します。 | 青少年育成課 |

| 基本的生活習慣習得事業 | 就学前の児童及びその保護者等の基本的生活習慣習得に係る取組を実施する市町村を支援します。 | |
|-------------------------------------|---|----------|
| 子ども支援オフィス運営費 | 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウト リーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。 【平成28年度新規】 | |
| 子供の未来応援地域ネットワーク支援 事務費 | 市町村に対し、子どもに対する支援体制を強化するための整備計画の策定等の取組みを促します。 | |
| 母子(父子)家庭自立支援給付費 ※保護者に対する就労支援にも該当 | ①ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、講座受講費の一部助成や修業期間の生活費の助成を行います。 ・高等職業訓練促進給付金(資格取得のため1年以上修業する場合の生活費) ・自立支援教育訓練給付金(教育訓練請座の受講料の一部助成) ②ひとり親家庭の親子が高卒認定試験を受ける場合、講座受講費の一部助成を行います。 | |
| 身元保証人確保対策事業 | 児童養護施設長等が、施設入所中または退所者等の就職・住宅賃借のための保証人となった場合、損害賠償や 債務弁済の義務が生じた際に一定額を支払う保険に加入し、県と国が保険料を負担します。 | 児童家庭課 |
| 施設退所者等自立支援資金貸付事業 | 児童養護施設退所者等に対して、生活費や資格取得費などの貸付けを行うことで、円滑な自立につながるよう 支援します。【平成28年度新規】 | 児童家庭課 |
| 若者自立支援事業 | ニート等の若者を対象に、臨床心理士相談、グループワーク、就労体験等を実施し、職業的自立を支援します。 | 労働政策課 |
| 非行少年等の就労支援事業 | 非行等の問題を抱える無職少年に対し、ハローワーク等と連携し、進路相談、就職活動、就労後の定着支援まで、一貫した伴走型の就労支援を実施します。 | 青少年育成課 |
| 児童養護施設等人材確保事業 | 児童養護施設等における人材確保を図るため、実習期間中、指導職員の代替職員を任用する経費や新規採用職員を採用前に非常勤職員として採用する経費の補助を行います。【平成28年度新規】 | 児童家庭課 |
| 里親委託推進事業 | 児童相談所に里親担当職員を、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置し、里親制度等の普及啓発に努めるとともに、研修の実施や里親家庭への訪問支援など、きめ細やかな里親支援を行い、家庭的養護の充実に努めます。 | |
| 青少年育成環境改善対策事業 | 非行など、様々な課題を抱える青少年やその家族が、行政や民間の支援が切れ目なく受けることができるよう、支援に関わる職員の資質の向上と、連携強化に資する研修等を実施します。 | |
| 生涯を通じた女性の健康支援事業 | 思春期から更年期の女性の健康に関して、保健福祉環境事務所で相談対応を行う。さらに、3か所の保健福祉環境事務所に女性の健康支援センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による個別面接相談行う他、センターを設置していない保健福祉環境事務所で健康教室を行います。 | 健康増進課 |
| 不妊専門相談センター事業 | 保健福祉環境事務所で不妊・不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談対応を行う。さらに、3か所の保健福祉環境事務所に不妊専門相談センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による個別面接相談を行います。 | 健康増進課 |
| 住居確保給付金事業 | 離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。 | 保護•援護課 |
| 県営住宅への優先入居 | 抽選方式による県営住宅の入居者募集において、ひとり親世帯等に対して倍率優遇措置(2つの抽選番号を割り当て)を行うとともに、住宅困窮度を数値化し、その数値の高い方から優先して入居を決定するボイント方式による募集においてボイントを加算します。 | 県営住宅課 |
| 県営住宅の家賃負担の軽減 | 一定の所得未満の世帯に対し家賃負担の軽減を図ります。 | 県営住宅課 |
| 住宅情報提供推進事業 | 子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供を行うとともに、住宅に関する相談を実施します。 | 住宅計画課 |
| 地域優良賃貸住宅供給促進事業 | 子育て世帯等の居住の安定を図るため、優良な賃貸住宅の供給の促進に努めるとともにその周知を図ります。 | |
| コンビニと連携した子どもへの食品提 供事業 | コンビニと連携し、食品を無償提供してもらう体制を整えるとともに、学習支援事業等の居場所において、無償提供された食品を子どもに配布する活動を行う団体に対し、活動にかかる経費の一部を助成します。【平成28年度新規】 | |
| 食品ロス削減推進事業 (フードバンク活動の普及・促進) | 食品ロス削減と食事に困っている方への支援にもつながるフードバンク活動の普及・促進を図ります。 【平成 28年度新規】 | 循環型社会推進課 |

3 保護者に対する就労支援

| 施策•事業名 | 施策•事業概要 | 所管課 |
|------------------------------------|---|-----------------------|
| 若者しごとサポートセンター事業 | 概ね29歳までの若者を対象に、個別相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた 進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進します。 | 労働政策課 |
| 30代チャレンジ応援センター事業 | 学校卒業時が就職氷河期であったことなどを背景に、パート・アルバイトでの就業期間が長期化した30代求職者に対して、正社員としての就職を支援します。 | 労働政策課 |
| 中高年就職支援センター事業 | 概ね40歳から64歳までの中高年を対象に、個別相談をはじめ、就職支援セミナーや就職に役立つ講座を開催するなど、失業期間が長期化する傾向にある中高年求職者の早期再就職を支援します。 | 労働政策課 |
| 正規雇用促進企業支援センター事業 | 希望する方の正規雇用を促進していくために、企業に対して、正規化のメリットや先行事例の紹介などによる 正規雇用化の働きかけと、その実現に向けた採用ノウハウの助言や各種支援策の紹介等を行っていきます。 | 労働政策課 |
| 子育て女性就職支援センター事業 | 県内4か所の「子育て女性就職支援センター」において、子育て中の女性に対し、就職相談や保育情報の提供はもとより、短時間勤務やフレックスタイム制度があるなど子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、求人情報の提供や個別の就職あっせんなど、総合的な支援を行います。 | 新雇用開発課 |
| 被保護者就労支援事業 | 民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、その就労・自立を促進します。 | 保護•援護課 |
| 母子家庭の母等の職業的自立促進事業 | 就労経験がない、又は就労経験が少ない母子家庭の母及び父子家庭の父並びに、自立支援プログラムに基づき 受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者を対象とした職業訓練を実施し、職業的自立の促進を 図ります。 | 職業能力開発課 |
| ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ※経済的支援にも該当 | ①ひとり親家庭等を対象に就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の一貫した就業支援サービスを提供します。 ②ひとり親家庭等を対象に養育費に関する法律相談等を行います。 | 児童家庭課 |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸 付事業 | 高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。【平成28年度新規】 | 児童家庭課 |
| 看護職員復職研修事業 | 子育て等により離職した看護職員に対し、最新の知識及び看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるよう支援します。 | 医療指導課医師•看 護職員確保対策室 |
| 生業扶助費 ※経済的支援にも該当 | ①生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等への就学を希望する場合、就学にかかる費用を支給します(高等学校等就学費)。 ②高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学考査料等を支給します。 | 保護•援護課 |

4 経済的支援

| 施策•事業名 | 施策•事業概要 | 所管課 |
|---------------------------------|---|--------|
| 生活福祉資金貸付事業補助金 | 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。 (資金の種類) ・総合支援資金(対象:失業者のいる世帯) ・福祉資金(対象:低所得、障害者、高齢者世帯) ・教育支援資金(対象:低所得、障害者、高齢者世帯) ・不動産担保型生活資金(対象:低所得、障害者、高齢者世帯) | 保護・援護課 |
| 児童扶養手当 | 父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 平成28年8月分から、手当の第2子以降加算額が増額される予定です。 | 児童家庭課 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(修学資金、修業資金、生活資金等) | 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立や生活意欲の助長するため、その子どもの福祉の増進を図るため各種資金の貸付を行います。 | 児童家庭課 |
| ひとり親世帯等実態調査 | 福岡県における母子(父子)家庭及び養育者家庭の日常生活の実態や行政ニーズを把握し、母子等福祉施策の 充実及びその効率的な推進を図ります。※5年に一度実施(次回は平成28年度実施予定) | 児童家庭課 |
| 障害児福祉手当 | 重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の向上を図ります。 | 障害者福祉課 |
| 子ども医療費支給制度 | 子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるように医療保険の本人負担分を公費で負担します。 (平成28年10月から助成対象を就学前から小学6年生までに拡大します。) | 児童家庭課 |
| ひとり親家庭等医療費支給制度 | 母子(父子)家庭の母(父)及びその子、父母のいない子の医療費の自己負担額を一定の基準で助成します。 | 児童家庭課 |
| 重度障害児(者)医療費支給制度 | 重度障害者の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるように、医療保険の本人負担分を公費で負担します。 | 障害者福祉課 |
| 自立支援医療(育成医療·精神通院医療) | 心身の障害を除去・軽減するための医療について、公費負担医療制度により医療費の自己負担額を軽減します (精神通院医療は障害者も含む)。 | 障害者福祉課 |
| 補装具費 | 障害児者が日常生活を送るうえで必要な移動等の確保や、障害部位の機能を補完することにより福祉の増進を図ります。 | 障害者福祉課 |
| 軽度·中等度難聴児補聴器購入費助成 事業 | 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童に対し、補聴器の新規購入や更新に要する経費を助成します。 | 障害者福祉課 |

※所管課は平成28年4月1日から施行される改正福岡県部制条例に基づき表示したものです。

【資料編】

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)
- 福岡県子どもの貧困対策計画策定検討会設置要綱

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号)

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十四条)

第三章 子どもの貧困対策会議(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることの ないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、 教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務 を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子ども の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、 経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されるこ とのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならな い。
- 2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子 どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努め なければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その 他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を 公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

- 第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。
- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困 に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子ども の貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校 等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の 状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困 の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。 (調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

- 第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。) を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第 二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作 成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条 第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を 作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行 政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するも の以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

- 第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

福岡県子どもの貧困対策計画策定検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)第9条第1項に基づく子どもの貧困対策についての計画の策定を推進するため、「福岡県子どもの貧困対策計画策定検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、福岡県における子どもの貧困対策に関する計画の策定について、 協議検討する。

(検討会の組織)

- 第3条 検討会は、会長及び構成員をもって構成する。
- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長及び構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長が必要と認めたときは、構成員を増員することができる。

(検討会の会議)

第4条 会議は、会長が招集し議長を務める。

2 検討会は、必要に応じて関係部局又は関係団体等の意見を求めることができる。

(ワーキングチーム)

- 第5条 会長は、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。
- 2 ワーキングチームは、会長が指名する職員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、福岡県福祉労働部保護・援護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会において別途定める。

附則

- この要綱は、平成26年6月20日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月22日から施行する。
- この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

(別表)

| 区分 | 職名 | |
|---|-----------------------|--|
| 会 長 | 福祉労働部次長 | |
| | 総務部私学学事振興局学事課長 | |
| | 総務部私学学事振興局私学振興課長 | |
| | 新社会推進部青少年課長 | |
| | 新社会推進部青少年アンビシャス運動推進室長 | |
| | 新社会推進部男女共同参画推進課長 | |
| | 新社会推進部生活安全課長 | |
| | 保健医療介護部健康増進課長 | |
| | 保健医療介護部医療指導課長 | |
| | 保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長 | |
| | 福祉労働部子育て支援課長 | |
| | 福祉労働部児童家庭課長 | |
| 構成員 | 福祉労働部障害者福祉課長 | |
| 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | 福祉労働部保護•援護課長 | |
| | 福祉労働部労働局労働政策課長 | |
| | 福祉労働部労働局新雇用開発課長 | |
| | 福祉労働部労働局職業能力開発課長 | |
| | 建築都市部住宅計画課長 | |
| | 建築都市部県営住宅課長 | |
| | 教育庁総務部財務課長 | |
| | 教育庁教育企画部社会教育課長 | |
| | 教育庁教育振興部高校教育課長 | |
| | 教育庁教育振興部義務教育課長 | |
| | 教育庁教育振興部人権・同和教育課長 | |
| | 教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長 | |



福岡県

福岡県子どもの貧困対策推進計画

発行日/平成28年3月

編 集/福岡県福祉労働部保護・援護課

福岡県福祉労働部保護・援護課

〒822-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3294 FAX 092-643-3306

E-mail engo@pref.fukuoka.lg.jp

平成28年3月発行

福岡県福祉労働部」保護・援護課

| 福岡県行政資料 | | |
|---------|---------|--|
| 分類記号 | 所属コード | |
| HB | 4600508 | |
| 登録年度 | 登録番号 | |
| 27 | 0003 | |